

# 忍藩阿部家の江戸屋敷

大橋毅顕

はじめに

江戸武家地の研究は、都市史研究や藩政・幕藩関係、生活・文化、<sup>(1)</sup>

都市開発に伴う発掘調査などにより研究が進展してきた。また、大名の拝領武家屋敷に関する研究が進み、その実態が明らかになつてきて<sup>(2)</sup>いる。一方で、江戸近郊農村における抱屋敷に注目し、抱屋敷を媒介とした村落社会と武家屋敷についての研究も行われている。<sup>(3)</sup>

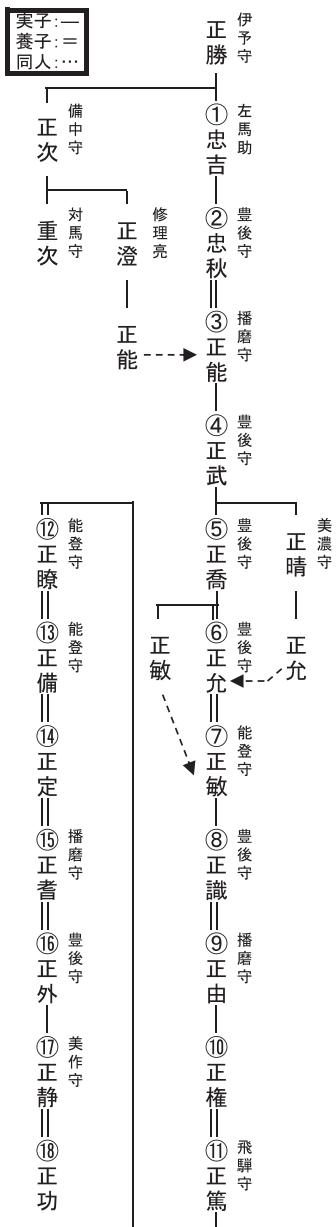
譜代大名の江戸屋敷については、松本剣志郎が老中の屋敷替を検討してお<sup>(4)</sup>り、老中の屋敷から老中職への屋敷へと性格が変化したことを探している。また、松本は老中や若年寄の役屋敷を幕府官僚制から捉えようとしている。

忍藩阿部家の研究は、一九六〇～七〇年代にかけて、城下町、貢租、

農民、家臣団などの研究が進められた。<sup>(5)</sup>『行田市史』、『新編埼玉県史』において忍藩阿部家の藩主と藩政について記述されているが、それ以降は、忍藩を取り上げた研究は少ない状況である。<sup>(6)</sup>

本稿では、譜代大名忍藩阿部家を取り上げ、江戸屋敷の存在形態を明らかにする。具体的には、阿部家の概要と江戸屋敷の拝領・取得変遷を押さえる。次に江戸屋敷の被災状況、さらに、屋敷の訪問者について取り上げ、江戸屋敷の環境や人物交流について見ていく。なお、阿部家は忍藩の他に壬生藩・白河藩・棚倉藩を治めていた時期があり、その時期の江戸屋敷も検討対象に含むこととする。

図1 阿部家系図



(注)『新訂寛政重修諸家譜』第十卷  
(続群書類從完成会、1965年)、『学習院大学史料館収蔵資料目録』第17号  
陸奥国棚倉藩主・華族・阿部家資料』  
(学習院大学史料館、2001年)より作成。

## 一 阿部家の概要

正勝の嫡子正次が宗家を継ぐと、元和三年(一六一七)に上総国大多喜藩、武藏国内に五〇〇〇石を与えられた。

同五年に相模国小田原藩、同九年に武藏国岩槻藩へ転じた。その後、天和元年(一六八一)に丹後国宮津藩、元禄一〇年(一六九七)に下野国宇都宮藩、宝永七年(一七一〇)に備後国福山藩へ転封し明治維新を迎えた。

次に本稿で取り上げる忍藩阿部家は、阿部正勝の次男忠吉の家系である。忠吉は五〇〇〇石を知行した旗本で、その子忠秋は三代将軍家光に仕え、若年寄・老中に昇進した。忠秋は、たびたび加増され、寛永三年(一六二六)に一万石の大名となつた。その後、二万五〇〇〇石の加増を受け、同二年に下野国壬生藩に転封した。同一年には忍藩に転封となり五万石を領した。正武の代には一〇万石まで加増された。阿部家は文政六年(一八一三)に正確が陸奥国白河藩に転封となり、一萬

譜代大名阿部家は徳川家康に仕えた正勝が、家康の関東入国に従い、

二〇〇〇石を領した。また、阿部正外が老中 在職中の慶應元年(一八六五)に、兵庫開港を主張したため、老中辞職・隠居諱慎となつた。

表1 阿部家当主一覧

当主	生没年			藩	藩主就任・退任日			養子情報
	元	龜	年		寛	永	年	
1 阿部忠吉 (ただよし)	元龜1 (1570)	-	-	-	-	-	-	
2 阿部忠秋 (ただあき)	寛永1 (1624)	1	11	壬生	寛永12 (1635)	6	20	実父は阿部正澄 岩槻藩阿部正次の世嗣 はじめ、正次の遺領を 継ぎ大多喜藩主となる
	慶長7 (1602)	7	19		寛永16 (1639)	1	5	
3 阿部正能 (まさよし)	延宝3 (1675)	5	3	忍	寛永16 (1639)	1	5	
	寛永4 (1627)	-	-		寛文11 (1671)	5	25	
4 阿部正武 (まさたけ)	寛文4 (1627)	-	-	忍	延宝5 (1677)	7	4	
	寛永1 (1704)	9	17		寛永1 (1704)	9	17	
5 阿部正喬 (まさたか)	寛文12 (1672)	4	28	忍	寛延1 (1748)	7	29	
6 阿部正允 (まさちか)	寛延3 (1750)	7	26	忍	寛延1 (1748)	7	29	実父は阿部正晴 阿部正武の三男
	享保7 (1722)	3	11		安永9 (1780)	11	24	
7 阿部正敏 (まさとし)	安永9 (1780)	11	24	忍	安永9 (1780)	12	27	実父は阿部正喬
	享保17 (1732)	4	28		天明7 (1787)	4	2	
8 阿部正誠 (まさつね)	天明7 (1787)	4	2	忍	天明7 (1787)	5	26	
	明和1 (1764)	11	28		寛政8 (1796)	2	21	
9 阿部正由 (まさよし)	明和1 (1764)	11	22	忍	寛政8 (1796)	2	21	実父は徳川宗将 紀州藩七代藩主
	文化5 (1808)	10	11		文化5 (1808)	11	22	
10 阿部正権 (まさのり)	文化3 (1806)	1	9	忍	文化5 (1808)	12	27	
	文政6 (1823)	10	6		文政6 (1823)	3	24	
11 阿部正篤 (まさあつ)	文政6 (1823)	10	6	白河	文政6 (1823)	3	24	
	天保14 (1843)	3	17		文政6 (1823)	10	6	
12 阿部正暉 (まさあきら)	文化10 (1813)	8	20	白河	天保2 (1831)	11	20	実父は松平伊豆守信明 三河吉田藩主、老中
	天保9 (1838)	4	10		天保9 (1838)	5	12	
13 阿部正備 (まさかた)	文政6 (1823)	6	20	白河	天保9 (1838)	6	28	実父は大村豊前守純昌 大村藩十代藩主
	明治7 (1874)	4	11		嘉永1 (1848)	5	10	
14 阿部正定 (まささだ)	文政6 (1823)	10	26	白河	嘉永1 (1848)	5	10	実父は阿部遠江守正蔵 旗本3000石
	嘉永1 (1848)	8	25		嘉永1 (1848)	10	20	
15 阿部正耆 (まさひさ)	文政12 (1829)	10	24	白河	嘉永1 (1848)	11	30	実父は阿部正粹 福山藩阿部正弘の兄
	文久3 (1863)	12	20		文久3 (1863)	12	20	
16 阿部正外 (まさとう)	文政11 (1828)	4	20	白河	元治1 (1864)	4	4	実父は阿部遠江守正蔵 旗本3000石
	明治20 (1887)	4	20		慶応2 (1866)	6	19	
17 阿部正靜 (まさきよ)	嘉永2 (1849)	11	28	白河	慶応2 (1866)	6	19	
	明治11 (1878)	1	23		慶応2 (1866)	6	25	
18 阿部正功 (まさこ)	万延1 (1860)	1	23	棚倉	明治1 (1868)	12	14	実父は阿部正耆
	大正14 (1925)	9	11		明治4 (1871)	7	14	

(注)『新訂寛政重修諸家譜』第十巻(続群書類從完成会、1965年)、『藩史大事典』第1巻北海道・東北編(雄山閣、1988年)、『藩史大事典』第2巻関東編(雄山閣、1989年)、『学習院大学史料館収蔵資料目録』第17号 陸奥国棚倉藩主・華族・阿部家資料(学習院大学史料館、2001年)より作成。

同二年に正静が相続したが、陸奥国棚倉藩に六万石に減封されたうえで転封となつた。<sup>(9)</sup>

また、図1および表1より、阿部家の当主は養子により家を継いでいることが多いことが分かる。近世中期までは同族からの養子であつたが、近世後期になると、同族からの養子だけではなく、紀州徳川家や三河国吉田藩主で老中の松平信明、肥前国大村藩主大村家などからも養子に入っている。表2より、阿部家は代々幕府の役職に就任しており、忠秋・正能・正武・正喬・正允・正外は老中に就いている。また、正敏・正由は老中に就任していないものの、大坂城代、京都所司代に就任している。

## 二 阿部家の江戸屋敷

### (1) 江戸前期の屋敷拝領

阿部家が江戸屋敷を拝領した時期は不明であるが、寛永六年（一六二九）に阿部忠秋が和田倉に屋敷を拝領したことが確認できる。<sup>(10)</sup>その後、同一七年に正能が小石川に屋敷を拝領している。<sup>(11)</sup>一六七一年に忠秋は養子正能に家督を譲り、正能が西丸下屋敷を拝領した。<sup>(12)</sup>正能は延宝元年（一六七三）に老中に就任したが、同四年一〇月に辞職し、同五年に西丸下屋敷は高家の大沢基恒<sup>(13)</sup>へと移った。<sup>(14)</sup>貞享四年（一六八七）には、阿部正武・土屋政直・稻葉正往三者で屋敷替が行われた。これを整理して示せば次のようになる。<sup>(15)</sup>

老中阿部正武和田倉門内屋敷 ↓ 京都所司代土屋政直  
元京都所司代稻葉正往西丸下屋敷 ↓ 老中阿部正武  
京都所司代土屋政直日比谷門内屋敷 ↓ 元京都所司代稻葉正往

阿部家は和田倉門屋敷が上地され、稻葉正往の西丸下屋敷を拝領した。松本剣志郎によれば、老中阿部の和田倉門内屋敷を京都所司代在任中の土屋が受け取っていることについて、既に土屋の老中就任が確実になっていたのであろうと指摘している。<sup>(16)</sup>

その後、元禄六年七月には老中大久保忠朝・阿部正武・戸田忠昌・土屋政直の四名は本所小名木川にそれぞれ一万坪を拝領した。同年一二月には、將軍綱吉が老中邸へ御成りの予告をして、阿部正武は青山播磨守幸督<sup>(18)</sup>の上屋敷を拝領した。なお、青山家の屋敷は阿部家屋敷と隣接しており、御成りのために屋敷を拡張させたものである。御成りについては後述する。また、元禄二二年には正喬が寺社奉行に就任し、一万石加増され、鍛冶橋御門内の戸田能登守忠真<sup>(21)</sup>の屋敷を拝領した。

### (2) 役職就任に伴う屋敷拝領

大名は老中などの役職に就任すると役屋敷を拝領した。史料1は老中就任に伴う屋敷拝領である。

#### 〔史料1<sup>(22)</sup>〕

芝切通居屋敷御用ニ付差上之、  
西丸下阿部備中守居屋敷被下旨於奥相済 阿部豊後守  
芙蓉問  
西丸下居屋敷御用ニ付差上之、小川町水野和泉  
守居屋敷被下之。但、忌ニ付以奉書達之。阿部備中守  
小川町居屋敷御用ニ付差上之、芝切通シ  
阿部豊後守居屋敷被下之。  
水野和泉守

名代 水野左近将監

長谷川仲右衛門殿

明和六年（一七六九）八月に阿部豊後守正允が老中に就任したこと  
に伴い、三者間で屋敷を入れ替えて拝領した。阿部正允は芝切通屋  
敷を上地され、代りに福山藩主水野和泉守忠任<sup>24</sup>の西丸下屋敷を拝領し  
た。阿部正倫は唐津藩主水野和泉守忠任<sup>23</sup>の小川町の屋敷を、水野忠  
任は芝切通の屋敷をそれぞれ拝領した。なお、西丸下の拝領屋敷は  
天明元年（一七八一）九月に鳥居丹波守忠意の老中就任に伴い、阿  
部・鳥居・堀田正順・井伊直朗の四者間で屋敷替が行われた。阿部  
家は堀田家の山下御門内の屋敷を拝領している。<sup>25</sup>

西丸下 阿部豊後守殿當分拝借地坪數八百七拾七坪餘。（中略）  
西丸下板倉周防守様拝借上地八百七拾七坪餘、家作共此度豊後守當  
分拝借地ニ被仰付候ニ付、被成御渡之、四方間敷、御絵図之面、御  
定杭之通、相違無御座奉請取候。為後日仍如件。

元治元年七月九日

〔史料2<sup>26</sup>〕阿部豊後守内  
加藤庄之助印御普請方下奉行  
宮路一平殿  
同改役  
山縣豊三郎殿  
御普請方

元治元年（一八六四）七月に阿部正外が老中に就任した。阿部家で  
は、正允以来の老中就任である。前老中の板倉周防守勝静の西丸下の  
屋敷を当分拝借することとなった。写真1は嘉永二年（一八四九）の

表2 阿部家当主役職就任一覧

当主		役職	役職就任・退任日								
1	忠吉	御徒頭 大番頭	慶長4 元和3	(1599) (1617)	~	寛永1 元和9	(1624) (1623)	1			
2	忠秋	御膳番 小姓組番頭 近習小姓頭 小姓組番頭 六人衆 老中並 老中	元和3 元和9 寛永3 寛永6 寛永10 寛永10 寛永12	(1617) (1623) (1626) (1629) (1633) (1633) (1635)	3 5 10	23 5 29	~ ~ ~ ~ 3 5 29	寛永1 元和9 寛永3 寛永6 寛永12 寛永12 寛文6	(1624) (1623) (1626) (1629) (1635) (1635) (1666)	1 10 10 10 29 29 6	
3	正能	老中	延宝1	(1673)	12	23	~	延宝4	(1676)	3	29
4	正武	奏者番兼寺社奉行 老中	延宝8 天和1	(1680) (1681)	8 3	11 26	~ ~	天和1 宝永1	(1681) (1704)	3 9	26 17
5	正喬	奏者番 寺社奉行兼帶 老中	元禄12 元禄12 正徳1	(1699) (1699) (1711)	3 9 4	28 28 11	~ ~ ~	宝永1 宝永1 享保2	(1704) (1704) (1717)	10 10 9	29 29 19
6	正允	奏者番 大坂城代 京都所司代 老中	寛延2 宝暦12 明和1 明和6	(1749) (1762) (1764) (1769)	7 12 6 8	23 9 21 18	~ ~ ~ ~	宝暦9 明和1 明和6 安永9	(1759) (1764) (1769) (1780)	12 6 8 11	7 21 18 24
7	正敏	奏者番 大坂城代	天明1 天明4	(1781) (1784)	4 5	21 11	~ ~	天明4 天明7	(1784) (1787)	5 4	11 2
9	正由	奏者番 大坂城代 京都所司代	寛政10 文化1 文化3	(1798) (1804) (1806)	6 1 10	19 23 12	~ ~ ~	文化1 文化3 文化5	(1804) (1806) (1808)	1 10 11	23 12 22
12	正瞭	奏者番 寺社奉行	天保7 天保8	(1836) (1837)	1 7	11 20	~ ~	天保9 天保9	(1838) (1838)	5 5	12 12
13	正備	奏者番	天保14	(1843)	9	24	~	弘化4	(1847)	11	12
15	正耆	奏者番	嘉永4	(1851)	6	13	~	文久2	(1862)	⑧	23
16	正外	寺社奉行 老中	元治1 元治1	(1864) (1864)	6 6	22 24	~ ~	元治1 慶応1	(1864) (1865)	6 10	24 1

（注）『藩史大事典』第1巻北海道・東北編（雄山閣、1988年）、『藩史大事典』第2巻関東編（雄山閣、1989年）、美和信夫『江戸幕府職制の基礎的研究』（広池学園出版部、1991年）、『新訂寛政重修諸家譜』第十巻（続群書類從完成会、1965年）より確認。なお、閏月は丸で示した。

大名小路辰之口付近を描いた切絵図である。<sup>27</sup> 絵図を見ると、馬場先門内に板倉周防守の名前が確認できる。この板倉家屋敷の後に阿部家が入ることになる。

### 〔史料3<sup>28</sup>〕

山下御門内 阿部豊後守屋敷坪数七千八百三拾六坪餘。 (中略)

山下御門内板倉周防守様上ヶ屋敷七千八百三拾六坪餘、家作共豊後守拜領仕候ニ付、被成御渡之、四方間數、御絵図之面、御定杭之通、相違無御座奉請取候。且建家長屋土蔵之儀は、別紙絵図面御渡、建具疊等は、帳面ニ御引合、其外錠鍵植木庭石等迄被成御引渡相違無御座奉請取候。為後日仍如件。

元治二丑年三月八日

阿部豊後守内

金澤才右衛門 印

右屋敷家作共ニ御下屋敷ニ被遣之候。只今迄之御下屋敷御差上被成候様ニ可被申上候。御普請奉行可被談候。 (中略)

阿部豊後守

山縣豊三郎殿  
栗原善八殿  
同改役勤方  
御普請方  
奥原久左衛門殿  
長川仲右衛門殿

元治二年三月に阿部家は山下門内屋敷七八三五六坪を板倉家から引渡された。建屋・長屋・土蔵については、絵図面を渡し、建具・畳など

は帳面で確認をしている。阿部家は、錠鍵、植木、庭石などに至るまで板倉家から相違なく引き渡しが行われた。

### (3) 拝領地の返上および代地拝領

大名の江戸屋敷は他家の屋敷拝領に伴い、屋敷が土地され、代地に屋敷を拝領することもあつた。

### 〔史料4<sup>29</sup>〕

箱崎 右衛門督殿家老江

阿部豊後守中屋敷  
八千七百拾壹坪

深川高橋際

戸田能登守下屋敷  
壹萬坪。

阿部豊後守内

印

右屋敷家作共ニ御下屋敷ニ被遣之候。只今迄之御下屋敷御差上被成候様ニ可被申上候。御普請奉行可被談候。 (中略)

阿部豊後守

箱崎中屋敷家作共ニ可被差上候、為代地蠣殻町安藤対馬守中屋敷七千八百三拾七坪餘被下、銀千枚被下候間、御勘定奉行可被談候。

延享三年 (一七四六) 一一月に右衛門督へ屋敷が下賜された。なお、

右衛門督は徳川宗武 (田安徳川家)<sup>30</sup> のことである。箱崎の阿部家中屋敷八七一坪および深川高橋の戸田家下屋敷一万坪が徳川宗武の下屋敷となつた。阿部家は箱崎中屋敷が上地されたため、代りに安藤対馬守<sup>31</sup>の蠣殻町中屋敷七二三七坪と銀一〇〇〇枚を拝領した。

#### (4) 相対替

相対替とは拝領屋敷地交換のことで、一八世紀頃から増え始め、複数間での相対替も行われた。史料5は三者間の屋敷替である。

#### 〔史料5<sup>33</sup>〕

一 寳曆十二年閏四月十二日御屋敷替御願済

田沼玄蕃頭下屋敷小石川御薬園千五百坪餘

外、千八百坪泉永、なだれ七百坪永預。

松平右京大夫屋敷芝三田汐見坂千七百坪。

松平右京大夫江

阿部飛驒守屋敷蠣殻町七千二百二十七坪之内三千九百五十二坪。

阿部飛驒守江

阿部飛驒守屋敷蠣殻町七千二百二十七坪之内三千九百五十二坪。

田沼玄蕃頭江

〔中略〕  
右願之通、屋敷相対替被仰付候間、得其意、例之通可被致候

六百坪  
太田備後守拜領下屋敷駒込千駄木武萬三千三百武拾九坪餘之内  
三百坪  
御留守居  
太田隱岐守江  
阿部能登守江

#### 〔史料6<sup>34</sup>〕

一 寶曆二年（一七六二）閏四月に田沼玄蕃頭意次<sup>34</sup>の下屋敷である小

石川薬園一五〇〇坪余りを老中の松平右京大夫輝高<sup>35</sup>へ、松平輝高の芝

三田汐見坂一七〇〇坪を阿部飛驒守正允へ、阿部正允の蠣殻町七二三

七坪のうち三九五二坪を田沼意次へ、それぞれ相対替をした。続いて

史料6は天保九年（一八三八）二月に行われた相対替である。

#### 〔史料7<sup>35</sup>〕

一 谷金四郎拜領屋敷

麻布龍土材木町

六百八拾四坪餘

但、地続ニ付開込。

阿部誠一郎拜領下屋敷

阿部誠一郎え

#### 〔史料8<sup>36</sup>〕

一 阿部能登守拜領下屋敷本所小名木川通

五千七百坪

太田隱岐守拜領下屋敷巢鳴千八百五拾坪之内

太田備後守江

#### 〔史料9<sup>37</sup>〕

一 谷金四郎拜領下屋敷

小普請組松平美作守支配

谷金四郎え

高三百俵

#### 〔史料10<sup>38</sup>〕

一 太田備後守江

太田隱岐守江

小普請組松平美作守支配の谷金四郎<sup>(41)</sup>（三〇〇俵）の麻布龍土材木町

斎藤嘉兵衛御代官所

抱屋敷 上目黒村 千七百五拾五坪 道法日本橋迄

武里拾丁程

○坪を谷金四郎へ相対替をした。これは、麻布の阿部家屋敷に隣接していた谷家の屋敷を取得して屋敷地を広げたものと考えられる。

### （5）幕末・明治の屋敷

安政三年（一八五六）編集の幕府屋敷改の調査では、阿部家の屋敷は次の通りであつた。

「史料8」<sup>(42)</sup>

一 上屋敷 山下御門之内 七千八百三拾六坪余 阿部播磨守

添段

中屋敷 麻布龍土

三百壹坪

添段

下屋敷 麻布

四万八千八百七拾三坪

添段

右者中屋敷地続二付一所圍込

「史料9」<sup>(43)</sup>

従五位 阿部正功 旧高六万石 現千十四石

禄二万四千七百九十八円 東京麻布霞町一番地

抱屋敷 深川八右衛門新田 千百三拾二坪 道法日本橋迄

（ママ）垣三右衛門一手之支配

町並屋敷 深川八右衛門新田 八百八拾三坪

但町家作御免地同所抱屋敷地続二付一圍

三十四丁程

阿部家一八代の正功は明治に入つてからも麻布屋敷に住んでいることが分かる。なお、正功は明治一七年に子爵となつていて、正功については、近年、丸山美季や高山優により、正功は自邸があつた麻布周辺の歴史について調べ、自邸内で発見された考古学的遺構の調査を試

表3 江戸屋敷被災一覧

	和暦	西暦	月	日	被災内容	出典	
						巻	頁
1	明暦3	(1657)	1	2	明暦三年火災、類火、阿部豊後守	『変』	4 118
2	天和3	(1683)	1	28	中屋敷ニ而類火ニ逢候面々、百石ニ付金五両ツ、御貸被成、五ヶ年過五年ニ上納	『公』	上 63
3	元禄12	(1699)	3	21	麻布三軒屋南部主殿頭前町々出火、御屋敷御類焼、御家中屋敷長屋過半焼失	『公』	上 118
4	元禄16	(1703)	11	29	水戸様御屋敷近所々出火、本庄屋敷類焼	『公』	上 135
5	正徳3	(1713)	12	22	江戸大火ニ而御新屋敷・御中屋敷御焼失	『公』	上 189
6	享保1	(1716)	1	18	本庄御屋敷類焼	『公』	上 198
7	享保6	(1721)	1	27	麻布雜色町々出火、切通し御上屋敷類焼	『公』	上 230
8	享保6	(1721)	2	7	四谷々出火、御下屋敷門前通焼失、屋敷へも入、小宅十太左衛門組小頭共四軒、新門之番所焼失	『公』	上 231
9	享保13	(1728)	9	6	江戸表大雨にて江戸橋・筋違橋・両国大橋・永代橋其外ニも所々橋落候而小石川筋大水、御上屋敷裏門々西門迄土居通り崩れ候	『公』	上 283
10	寛延2	(1749)	1	1	御上屋敷破損小屋裏大沢源右衛門宅々出火、御殿向不残御焼失	『公』	上 384
11	安永1	(1772)	3	1	目黒行人坂々出火、御上屋敷御類焼	『公』	上 455
12	寛政4	(1792)	7	21	笄橋神谷藤次郎様々出火之処、麻布御屋敷内宇右衛門殿初屋敷持拾三軒、忍長屋三棟、新建長屋一棟、三年坂通足軽組小屋拾三軒御類焼	『公』	上 524
13	寛政9	(1797)	11	24	神田佐久間町々出火、大火ニ相成、新大橋焼、本庄御屋敷表長屋・御土蔵二棟類焼	『公』	下 20
14	享和3	(1803)	7	17	麻布御下屋敷御屋形々出火、不残御焼失	『公』	下 38
15	文化5	(1808)	11	7	御上屋敷御隣家松平薩摩守様御屋敷出火、御長屋類焼	『公』	下 56
16	文化6	(1809)	4	16	麻布御屋敷内佐藤茂一郎宅々出火、壹軒焼失	『公』	下 60
17	文化10	(1813)	2	24	麻布御屋敷内、御長屋高塚秀甫宅々出火、外長屋一棟焼失	『公』	下 70
18	文化14	(1817)	1	2	麻布御屋敷内、新池長屋須子源八宅より出火、長屋五棟・足軽小屋壹軒焼失	『公』	下 107
19	天保3	(1832)	⑪	5	麻布御屋敷内佐藤茂右衛門宅出火、壹軒焼失	『公』	下 288
20	弘化2	(1845)	1	24	麻布御屋敷内御類焼	『公』	下 356
21	安政2	(1855)	10	2	江戸表稀成地震ニ而、上屋敷など潰	『公』	下 408
22	安政6	(1859)	11	3	伊達遠江守様々出火、麻布御屋敷足軽小頭小屋初・足軽小屋拾四軒半焼、式軒致類焼	『公』	下 423

(注) 児玉幸多校訂『阿部家史料集 公餘録(上)・(下)』(吉川弘文館、1975・1976年)、『東京市史稿』變災編第四卷(東京市、1917年)より作成。『変』は『東京市史稿』變災編、『公』は『公餘録』、なお閏月は丸で示した。

みたこと、芝丸山古墳・円墳群の調査なども行い、考古学・人類学の在野の研究者として数々の足跡を残したことが明らかにされている。<sup>47)</sup>

### 三 江戸屋敷の被災

#### (1) 類焼等による江戸屋敷被災状況

表3は、阿部家江戸屋敷の被災状況をまとめたものである。全三二件確認することができ、内訳は火事二〇件、大雨、地震が一件ずつである。最初の被災は明暦三年正月に起きた大火(明暦の大火灾)である。火事により、池田光政・安藤重長・阿部忠秋・稻葉正則・上杉綱勝・前田綱紀・伊達忠宗・毛利綱広・藤堂高次などの屋敷が移転させられている。<sup>48)</sup>明暦の大火灾は、市街地道幅の統一や、大名屋敷・寺社の大規模な移動、隅田川を東にこえて本所・深川にも武家地をひろげるなど、江戸に新しい都市計画を与える結果となつた。<sup>49)</sup>

火事による屋敷被災はおよそ一〇〇～二〇〇年の間隔で発生している。他家の屋敷などから阿部家屋敷が類焼したもののが一三件、阿部家屋敷内からの出火が七件で、江戸屋敷は火事による被災が多かつたことが分かる。被災のたびに屋敷や長屋が焼けてしまうため、普請にかかる費

用も嵩んだ。被災と財政については後述する。

〔史料10<sup>50</sup>〕

当二日夜江戸表稀成地震ニ而、御上屋敷表御門并奥表御住居向、諸役所詰所を初、表通御長屋三棟一概ニ震潰、其外共過半潰、又ハ半潰ニ相成候、 殿様・奥様ニハ麻布御屋敷へ 御立退、御怪我も不被為在候、御家中人馬怪我未相知不申候、麻布御屋敷も是迄無之強震ニ而、大破之場所數ヶ所出来候へ共、敢而之儀も無之由申来候段御達、右ニ付役々打揃、御機嫌奉伺候

安政二年（一八五五）一〇月二日夜、江戸では大地震（安政の大地震）が発生した。阿部家では建造物の被害も大きく、藩主正斉をはじめ、正室は麻布屋敷（写真2）へ移った。具体的には、上屋敷の門、奥表住居 諸役所詰所をはじめ、長屋三棟が崩壊した。その他にも、大半が崩壊した。麻布屋敷でもこれまでにない強震に見舞われ、大破した場所が数カ所あつたという状況であった。

（2）屋敷類焼による財政窮乏

江戸屋敷は火災に遭うことがあつたが、藩にとつては、予測できな出来事であり、予定していた行事について検討したり、臨時の支出があるなど対応に追われた。史料11は寛政一〇年正月のものである。

〔史料11<sup>51</sup>〕

来春豆州へ御湯治可被遊 御舍被成 御座候処、今度本所御屋敷御類焼、御物入多御勝手向御差支ニも御座候間、御遊山ヶ間敷義者御延引も可被成哉と、惣体御家中之面々可奉存哉ニ候、当春宮下へ僅之間までニ而ハ候へ共、被遊 御湯治候処、御道中御保養ニも被為成候哉、御相湯ニ而近頃例夏必 御不快被成 御座候処、当年ハ其御氣味合も無御座、倍御機嫌克被為 入候間、少ニ而も御相湯之御験と被 思召候、依之来春熱海ハ別而土地も宜、暖国ニ付、御相應可被為 入共思召候付、 思召立候次御供之面々、当春被 召連候面々支度等不残所持ニ付、来春者御物入も少く、其上摂州御借用も御返済方之儀、元ペハ被 仰付候処、金主共御請も宜、御湯治御入用も是ニ而相済候間、少も御勝手向御定用ニ障り候筋ニハ無御座候、第一御身分被遊御保養め、正室は麻布屋敷（写真2）へ移つた。具体的には、上屋敷の門、奥表住居 諸役所詰所をはじめ、長屋三棟が崩壊した。その他にも、大殿様御世話を遊候様ニハ御家中之面々も安心仕間敷被 思召候付、中々兩三年之内ニ不殘御渡被成候様ニハ難被遊 思召候付、末長く御家政被遊候 思召ニ付、御養生被遊候段無御拵義ニ候付、中々御遊山ヶ間敷ニハ決而無御座候間、末々之者共迄心得違無之様、無急度寄々申聞候様 御意被遊候、尤右御湯治之義内藏允殿・御家老中も被申上候付、右之御趣意御座候段御細々被遊 御意候

阿部家では春に湯治を計画していたが、本所屋敷が類焼し、財政が差し支えているため、遊山などは延期したほうがよいのではと家中に掛け合っている。しかし、春の物入りもなく、摂津の借用金も返済

できる見込みであるということである。この点について、阿部家は摠津国内に二万石の飛地を持つており、三井両替店からも資金調達（大名貸）を受けていた。<sup>52</sup> また、寛政八年に阿部正由が正識の養子として紀州徳川家から継いだばかりであり、正識から指南を受けつつ藩政を取り仕切つており、家臣は養生をかねて湯治を実行したいと考えていることが分かる。

### 〔史料12<sup>53</sup>〕

此度麻布御屋敷御類焼誠以 御残念 御当惑被遊候へ共、烈風大火ニ候處、怪我等無之段 御安心被遊候、當時柄之儀類焼者ハ難済之程御深察被遊候間、夫々御手當等も被成下度 思召候へ共、何も承知之通平常之御暮方立兼候程之御勝手、御住居御武器類御家中足輕ニ至まて之事莫太之儀ニ而、如何共可被成様無之候、乍去差當雨露之凌方も無之趣ニ付、右凌方迄之御手當可被成下處、是以不容易金高ニ而有之候、仍而ハ此度之御臨時屋敷長屋其外御手當筋是迄之御形合ニハ曾而御行届不被成候、且此度之御臨時ニ付而ハ、此末弥御勝手御困窮相募、御取続方も被為在間敷、自然往々御公務御家中御扶助等迄も御届不被成様可相成、左候へハ 御家御不為之事ニ也可至哉、右等之処深く御思慮も被遊、此度類焼ニ付而ハ、御入用筋も不及申、都而御仕來ニ不拘、猶又万事御省略被成、此末ケ成ニも御取続可被成所を専要ニ、嚴重之御取計被成候儀ニ付而ハ、類焼候ハ勿論、其外疎も種々迷惑不都合之次第も可有之候へ共、斯而御時節ハ面々ニも覺悟致し、追々被仰出候 御趣意ニ隨ひ、乍艱難取続相勤候様被 仰出候（後略）

史料12は弘化二年（一八四五）三月のものである。麻布屋敷が類焼したため、通常の生活や住居・武器類は足輕に至るまで手当をする必要があるが、財政が困窮しているという状況である。類焼は迷惑であるが、僕約（「御省略」）をして、家臣一同覚悟のうえで生活をするようにと指示を出している。

### （3）親類への屋敷対応

江戸屋敷の火災については、先述した通りであるが、当該大名の他にも親類の屋敷が被災することもあつた。その際には、親類大名が屋敷の一部を貸し出す機能を持っていた。史料13は文化三年（一八〇六）三月のものである。

### 〔史料13<sup>54</sup>〕

三月十四日松平丹波守様御上屋敷御類焼ニ付、天祐院様此方様御屋形之内御借用被成度旨御無心被 仰進、奥御住居之内御貸被進、昨十三日御引移被成候由、一、阿部伊織様御類焼ニ付、本所御屋敷御茶屋御借被成、去八日御引移被成候

松平（戸田）丹波守光行の上屋敷が類焼した。天祐院は阿部正敏の娘で光行の養父戸田光悌の正室である。つまり、阿部家と戸田家は親類の関係となる。戸田家から屋敷の一部を借りたいと申し出があつたため、奥住居を貸し出すこととなり、一二日に移ってきた。また、同じ時期に阿部伊織正永の屋敷も類焼しており、本所屋敷の茶屋を仮住

表4 オランダ人から阿部家への贈答品

	天和2年（1682） 1月28日		貞享元年（1684） 2月28日		元禄5年（1692） 3月6日		元禄6年（1693） 2月28日	
	品物	数量	品物	数量	品物	数量	品物	数量
1	青磁香爐		大羅紗	一端	ひゐとろかゝミ	一面	水晶ふらすこ	一
2	猩々皮	一端	小羅紗	二端	奥嶋	十端	麝香	半斤
3	小羅紗	一端	羅脊板	一端	御香敷	二枚	羅脊板	一端
4	羅脊板	一端	ごろ地銀入	二巻	弁柄奥嶋	七端	ころふく	一端
5	綸子	十巻	金紋紗	一巻	猩々絣	五間	毛氈	廿枚
6	かいき	十端	かせれあれ茶摘	五端	かいき	十五端	弁柄奥縞	十端
7	縮緬（紅白）	十巻	奥嶋	五端	ころふくれん	一端	とろめん	五端
8	奥縞	五端	弁柄奥嶋	五端	かせれあれしや縞	五端	かいき	廿端
9	紗綾	五端	飛紋紗綾	五端	さんくつし縞	五端	類違奥嶋	三端
10	大金きん	五端	色かいき	三端	茶色紋縞子	五端	段子	二巻
11	小金きん	八端	一角	一箱	白縞子	一巻	金入	一巻
12	丁子	一箱	阿蘭陀から皮	五枚	小紋段子	二巻	小幅巻綸子	二巻
13	御柄鮫	十本	柄鮫	十本	紅りんす	一巻	紅縞子	三巻
14	ちんた酒		ちんた酒	一徳利	紅小縮緬	五巻	並紗綾	七巻
15			色天鷲賊	一巻	小白縮緬	五巻	ちんた酒	一徳利

(注) 児玉幸多校訂『阿部家史料集一 公餘録（上）』（吉川弘文館、1975年）より作成。

まいとするため移つて  
きた。なお、正永は阿  
部正能の四男正員の家  
系で二〇〇〇石の旗本  
である。

#### 四 江戸屋敷への訪問者

##### （1）オランダ人

〔史料14<sup>58</sup>〕  
廿八日阿部伊織様御類  
焼ニ付、麻布御屋敷御  
住居御貸被進候由、未  
御引移ハ無之

文政二年（一八一九）  
一二月二八日に阿部伊  
織の屋敷が類焼したた  
め、麻布屋敷を住居と  
して貸し出すことにな  
つてはいるが、未だ移つ  
ていない状況であった。  
このように、屋敷が  
被災した際に親類の屋  
敷で仮住まいをするこ  
とがあり、笠間藩牧野  
家では寛政九年一一月

に上屋敷・中屋敷が立て続けに火災に遭い、親類の屋敷で仮住まいを  
強いられ、生活物品の調達や屋敷普請にかかる費用などで物入りにな  
り、豪商三井家に資金調達を依頼する事例も見られる。<sup>59</sup>

〔史料15<sup>60</sup>〕  
廿八日阿蘭陀人参、指上物  
一、青磁香爐  
一、小羅紗 一端  
一、綸子 十巻  
一、縮緬 紅五巻白五巻  
一、紗綾 五巻  
一、小金きん 八端  
一、御柄鮫 十本  
一、丁子 一箱  
一、ちんた酒

江戸城で将軍に拝礼した後は、老中・若年寄・側用人・寺社奉行・両  
町奉行それぞれの屋敷に廻勤した。<sup>61</sup> 阿部家の屋敷にも天和二年・貞享  
元年・元禄五・六年に来訪している。

天和二年正月二八日にオランダ人が阿部家來訪時に持参した贈答品を書きあげたものである。青磁香炉、猩々皮（ラシャヤ）、羅背板（毛織物）、海黃（絹布）、ちんた酒（ボルトガルから輸入された赤ぶどう酒）など、織物を中心には様々なものが贈られている。表4を見ると、吳紹服連（ゆうしゃふれん）という織物の一種や、兜羅綿（とらもん）という綿糸にうさぎの毛を交えて織つた織物、弁柄縞（べんじょうじま）というベンガル産の縞柄織物、ガラスでつくつた鏡（ビードロ鏡）など、舶來の織物や、丁子（香料）、香敷（香道具）などが贈られている。また、贈答品は一五種類程度で多岐にわたる。

### （2）朝鮮通信使

江戸時代の朝鮮通信使は慶長一二年（一六〇七）から文化八年（一八一二）まで計一二回、公式に幕府を訪問した。通信使の使命は、修好や将軍代替わりの祝いなどで幕府は総力をあげて一行を歓待した。<sup>63</sup> 阿部家の屋敷にも天和二年（一六八二）九月一日に朝鮮の使者が訪れている。これは、天和二年に派遣された七回目の使節である。八月二七日に江戸城において国書伝命後、式三献が執り行われた。<sup>64</sup> その後、老中屋敷へ挨拶廻りをしたものと思われる。

一、魚皮	十張	以上、
三使自分之音物、		
一、人参	一斤	一、色紙
一、紬布	十四匹	一、石鱗
一、白蜜	十五斤	一、松柏子
一、黃毛筆	廿本	一百斤
一、芙蓉香	廿本	一、真墨
		十笏

通信使の三使（正使・副使・従事官）より阿部正武へ使者が遣わされ、朝鮮国王からの音物・書簡が届けられた。宗対馬守義眞の家老平田隼人が同行して屋敷を訪れている。国王からの贈答品は虎・豹などの動物や魚皮、白照布（麻布）や段子など布類、青皮（未熟な橘皮で薬用に使用）、油紙であつた。三使からの贈答品は、人参、色紙、紬布、石鱗、白蜜、松柏子、黃毛筆、真墨、芙蓉香であり、様々であった。また、正徳元年の使節派遣の際にも、江戸城登城後に阿部家屋敷に御礼として参上している。<sup>65</sup>

### （3）將軍綱吉の御成り

「史料16」<sup>66</sup> 殿様へ三使ヲ使者ヲ以国王ヲ音物・書簡御到来、宗対馬守殿家老平田隼人同道入来

一、虎皮	二枚	一、豹皮	二枚
一、段子	三卷	一、白照布	十四
一、青皮	三張	一、油紙	五部

將軍綱吉の大名邸御成りは、牧野成貞や柳沢吉保を中心に行われてゐる。將軍綱吉は元禄六年一二月に柳沢吉保邸に御成りをした際に、老中邸へ御成りをすることを予告した。綱吉は、元禄七年二月に大久保忠朝、三月に阿部正武、戸田忠昌、四月に土屋政直、同八年四月に大久保家、五月に阿部家、九月に戸田家、土屋家と二年にわたり老中邸に二回ずつ八回御成りをしている。ここでは、元禄七年（一六九四）

三月一〇日の第一回の阿部邸御成りについて『徳川実紀』（第六篇）の記述を中心にしていきたい。

〔史料17<sup>69</sup>〕

十日阿部豊後守正武が邸に臨駕あり。そのさまこの二月大久保加賀守忠朝がもとにならせ給ひしにからはらず。正武に大和包永の御刀。青毛の鞍馬。時服三十。三種二荷。茶壺（文琳）を下され。又こと更に御筆の大字を給ふ。飛騨守正喬に吉岡助廣の御刀。志摩守正方。越中守正房。主税正員にをのゝ時服二襲。正武が女子に縮緬三十巻。丁子釜一種。妾に三十巻。十種香。飛騨守正喬が妻に二十巻給ひ。家司四人に時服三づゝ。執事三人に二。儒臣一人。小姓一人にも同じく下さる。其親屬井伊掃部頭直該にも青磁香爐。直該が母に色紙短冊の箱を給ふ。正武より備前國宗の太刀。青毛の鞍馬。綿三百把。來國光の刀。宋牧溪筆寒山拾得の畫幅。描畫の書棚。三種二荷。正喬より太刀馬資金。

縮緬廿卷。肴一種。梨地硯文匣。女子より羽二重十疋。肴一種。檜重一組。描畫書案。妾より紗綾十巻。箱肴一種。作物菓子一組。帶百筋。正喬が妻より色二重十疋。肴一種。檜重一組。正房。正員より各箱肴獻じ。家人等は銀馬代捧げ奉し奉る。直該より檜重一種。老母よりも同じく奉る。とりゞ饗し奉り。御みづから申樂かなで給ふ。弓八幡。亂。祝言御所作あり。正武西王母。正喬八島つかふまつる。歸らせ給ふ時。御道より小納戸筒井内蔵忠清もて。けふの御饗御けしきにかなへるむね仰下され。正武まうのぼり謝し奉り熨斗を給ふ。また。薹のうへよりも綿二百把。三種二荷。桂昌院殿。五丸方。

鶴姫の御方よりも時服十。二種一荷づゝ正武に給ふ。正武よりも

臺のうへに銀百枚。桂昌院殿。五丸の方。鶴姫のかたへ銀五十枚。各二種一荷づゝそへて奉る。

綱吉の阿部邸御成りは、先に行われた大久保邸御成りと内容は同じであつた。正武は將軍綱吉から刀、馬、綱吉自筆の大字を与えられた。さらに、正武の嫡男正喬をはじめとした家族や家臣、親類の井伊掃部頭直該およびその母に対しても褒美を与えられている。これに対して正武も刀、馬、掛け軸などを献上している。正喬以下も同様に、綱吉に太刀馬資金・縮緬・肴・菓子などを献上した。その後、綱吉は自ら猿楽を舞い、正武・正喬も舞つた。正武は綱吉が還御した後、登城して御礼を述べている。また、綱吉正室、生母桂昌院、側室五丸、鶴姫へも御礼として銀を献上している。

〔史料18<sup>70</sup>〕

四月二十一日摂津國豊嶋・嶋下・武庫三郡のうちにをいて一萬石をくはへられ、すべて十萬石を領す（後略）

御成りの一ヶ月後の四月二二日に一万石を加増され、阿部正武は一〇万石となつた。

おわりに

ここでは、本稿で述べてきたことをまとめ、残された課題を提示したい。

阿部家の江戸屋敷は、当主が老中就任時には西丸下屋敷を拝領して

いる。老中に就任していない当主も江戸城大名小路に上屋敷を構えていた。麻布屋敷は正武の代には所在しており、天明年間および嘉永年間に隣接する屋敷を相対替して取得している。江戸時代中期には阿部家の屋敷が多すぎるため、屋敷の数を整理している。具体的には箱崎屋敷・蟻殻屋敷・芝屋敷である。

江戸屋敷は火災で類焼することが多く、そのたびに屋敷普請など物入りとなつた。家臣の長屋が焼失した際には、家臣への手当をし、償約をするなど、江戸屋敷での生活は質素なものであった。その他、親類屋敷が被災した場合も屋敷の一部を貸し出すなど、一族で協力して事態を乗り切つていてることも確認された。

また、阿部正武の代には、将軍綱吉の御成り、オランダ人、朝鮮通信使の屋敷來訪など、元禄時代を象徴する儀礼も行われた。

表5は阿部家の江戸屋敷の変遷を示したものである。試案であるが、老中就任・退任による西丸下の屋敷替や、中屋敷・下屋敷の拝領時期、・抱屋敷の取得時期などを読みとることができる。ただし、拝領・取得時期が特定できていない屋敷もあるので、今後の調査により確定したい。

今後の課題としては、屋敷での生活や藩財政と江戸での支出など、江戸屋敷から様々なことに目を向けていきたい。

## 注

- (1) 宮崎勝美「江戸の武家屋敷」（高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門』I、東京大学出版会、一九八九年）、同「江戸の土地—大名・幕臣の土地問題」（『日本の近世』9、中央公論社、一九九一年）、大賀妙子「幕末・幕臣たちの“住宅事情”」（津田秀夫編『近世國家と明治維新』三省堂、一九八九年）、宮崎勝美・吉田伸之編『武家屋敷—空間と社会』（山川出版社、一九九四年）、岩淵令治「江戸武家地の研究」（『書房』二〇〇四年）など。

- (2) 山本博文「熊本藩戸越下屋敷について」（『品川歴史館紀要』第六号、一九九一年）、辻嶋久哲「加賀藩江戸藩邸の変遷と板橋平尾邸」（板橋区立郷土資料館紀要）第一号、一九九六年）、山端穂「江戸幕府の拝領武家屋敷下賜の実態」（竹内誠監修・大石学編『都市江戸への歴史視座—大江戸八百八町展・武家拝領地・江戸首都論』）名著出版、二〇〇四年）、宮崎・吉田編『武家屋敷』（前掲注1）、児玉幸多監修・品川区立品川歴史館編『大名下屋敷を考える』（雄山閣、二〇〇四年）、吉崎雅規「薩摩藩芝屋敷の歴史的変遷」（『研究紀要』第一〇号、港区立港郷土資料館、二〇〇八年）、宮崎勝美「大名屋敷と江戸遺跡」（山川出版社、二〇〇八年）、江戸遺跡研究会編『江戸の大名屋敷』（吉川弘文館、二〇一一年）、『藩領と藩邸—内藤家文書が描く磐城平、延岡、江戸』（明治大学博物館、二〇一四年）など。

- (3) 原田佳伸「村の中の武家地」（宮崎・吉田編『武家屋敷』前掲注1）、同「岡山藩大崎屋敷と地元百姓とのかかわり」（『品川歴史館紀要』第一〇号、一九九五年）、同「岡山藩大崎屋敷の地域社会における役割」（『同前』第一号、一九九六年）、同「大名下屋敷と地元百姓のかかわり」（竹内誠編『近世都市江戸の構造』三省堂、一九九七年）、中野達哉「江戸周辺農村における武家抱屋敷と地域社会」（『関東近世史研究』第三九号、一九九六年）、同「江戸の武家社会と百姓・町人」（岩田書院、二〇一四年）など。

- (4) 松本剣志郎「若年寄役屋敷の交替拝領と武家社会」（『白山史学』第四二号、二〇〇六年）、同「土浦藩江戸屋敷について—老中役屋敷の成立」（『土浦市立博物館紀要』第二三号、二〇一三年）。

- (5) 長谷川正次「近世後期における武州忍藩城下町の検討」『国史学』第七五号、一九六八年)、大谷貞夫「享保期忍藩領における治水事業」『国史学』第七六号、一九六八年)、山田直匡「近世封建制の解体と没落農民の実態」武州忍藩を素材に――(『国史学』第七七号、一九六八年)、大館右喜「近世前期の貢租と小農―武州忍領の場合―」(『国史学』第七八号、一九六九年)、大徳忠志「忍領における定免制度の特質―元禄・享保期を中心として―」(『國學院雑誌』七〇巻四号、一九六九年)、根岸茂夫「忍藩阿部氏家臣団の形成」(『国史学』第一〇一号、一九七七年)など。
- (6) 『行田市史』下巻(行田市、一九六四年)。
- (7) 『新編埼玉県史』通史編近世一(埼玉県、一九八八年)。
- (8) 石川道子「関東譜代藩の上方領―武藏国忍藩阿部氏の摂津飛地についての試論―」(『地域史研究―尼崎市立地域研究史料館紀要』)第二七巻第一号、一九九八年)がある。
- (9) 『福島県史』第三卷、通史編三、近世二(福島県、一九七〇年)四六三頁。
- (10) 『東京市史稿』市街篇第四(東京市、一九一八年)六九〇頁。
- (11) 『東京市史稿』市街篇第五(東京市、一九一八年)七三三頁。
- (12) 『東京市史稿』市街篇第八(東京市、一九三〇年)九二六頁。
- (13) 『新訂寛政重修諸家譜』第十二一一五頁。
- (14) 『東京市史稿』市街篇第四(前掲注9)四四〇頁。
- (15) 児玉幸多校訂『阿部家史料集一 公餘録(上)』(吉川弘文館、一九七五年)六二頁。なお、「公餘録」は明治初年に旧棚倉藩主阿部家の家臣川澄吾郎太夫次是が編修した編年の藩政史である。
- (16) 松本剣志郎「土浦藩江戸屋敷について」(前掲注4)四頁。
- (17) 『徳川実紀』第八篇(吉川弘文館、一九九九年)一八一頁に、「来春は大久保加賀守忠朝。阿部豈後守正武。戸田山城守忠昌。土屋相模守政直が邸にも臨駕あるべき旨面命せられ」とある。
- (18) 『新訂寛政重修諸家譜』第十一一九五頁。撰津国尼崎藩主。
- (19) 『阿部家史料集一 公餘録(上)』(前掲注15)六二頁。
- (20) 『東京市史稿』市街篇第十一(東京市、一九三一年)七二七頁。
- (21) 『新訂寛政重修諸家譜』第十四一三三五頁。下総国佐倉藩主。
- (22) 『東京市史稿』市街篇第二十七(東京市、一九三六年)六六〇頁。
- (23) 『新訂寛政重修諸家譜』第十三五四頁。
- (24) 『新訂寛政重修諸家譜』第六一七四頁。
- (25) 『東京市史稿』市街篇第二十九(東京市、一九三八年)三八九頁。
- (26) 『東京市史稿』市街篇第四十七(東京都、一九五八年)三四一・三四二頁。
- (27) 「御大名小路辰之口辺岡 全」(安部家文書No.四九八)。
- (28) 『東京市史稿』市街篇第四十七(前掲注26)五一七・五一八頁。
- (29) 『東京市史稿』市街篇第二十四(東京市、一九三五年)一〇四九・一〇五〇頁。
- (30) 『徳川諸家系譜』第一一六一頁。
- (31) 『新訂寛政重修諸家譜』第十四一三三七頁。越後国高田藩主戸田忠盈。
- (32) 『新訂寛政重修諸家譜』第十七一八〇頁。美濃国加納藩主安藤信尹。
- (33) 『東京市史稿』市街篇第二十六(東京市、一九三六年)七九八頁。
- (34) 『新訂寛政重修諸家譜』第十八一三六六頁。遠江国相良藩主。
- (35) 『新訂寛政重修諸家譜』第五一九頁。上野国高崎藩主。
- (36) 『東京市史稿』市街篇第三十八(東京市、一九四三年)七三三頁。
- (37) 遠江国掛川藩主。五万石。
- (38) 小川恭一編『寛政諸以降旗本家百科事典』第一巻(東洋書林、一九九七年)五五二頁。
- (39) 『東京市史稿』市街篇第四十一(東京都、一九五五年)四五七頁。
- (40) 松平美作守は五〇〇〇石の旗本で、天保一五年より小普請組支配(小川恭一編『寛政諸以降旗本家百科事典』第五巻、東洋書林、一九九七年、二五九九頁)。
- (41) 小川恭一編『寛政諸以降旗本家百科事典』第三巻(東洋書林、一九九七年)一六八九頁。
- (42) 『諸向地面取調書(二)』(汲古書院、一九八二年)二〇一・二〇二頁。

平田家は阿部忠秋の代には仕えており、代々彈右衛門を名乗つた。

（43）『目黒区史』（目黒区、一九六一年）一九六頁。

（44）『大日本華族名鑑』（篠崎家文書No.四三五三）。

（45）丸山美季「阿部正功の生涯と学問」（『學習院大学史料館紀要』第一七号、二〇一一年）。

（46）丸山美季「阿部正功の生涯と学問」（『地方史研究』第一五五号、一九七八年）四頁。

（47）布学（華族による郷土史研究の一例（二））（『研究紀要』第一四号、港区立港郷土資料館、二〇一二年）五八頁。

（48）黒木喬「明暦の大火」前後ににおける屋敷移動（『地方史研究』第一五五号、一九七八年）四頁。

（49）『文京区史』卷一（文京区役所、一九六八年）三五二頁。

（50）児玉幸多校訂「阿部家史料集一 公餘錄（下）」（吉川弘文館、一九七五年）四〇八頁。

（51）『阿部家史料集一 公餘錄（下）』（前掲注50）一二一頁。

（52）阿部家は、貞享三年に根津国川辺郡において一万石の所領を持ち、元禄七年にも一万石加増され、二万石を有し、文政六年に忍藩から白河藩へ転封になるまで領有が続いた（石川道子「関東譜代藩の上方領」前掲注8）。

（53）拙稿①「一八世紀における三井家の大名貸—笠間藩牧野家を事例として—」（『論集きんせい』第三三号、二〇一一年）。

（54）『阿部家史料集一 公餘錄（下）』（前掲注50）三五七頁。

（55）『阿部家史料集一 公餘錄（下）』（前掲注50）四七頁。

（56）『新訂寛政重修諸家譜』第十四一三三四頁によれば、戸田光行は天明四年に光悌の養子となつた。信濃国松本藩主。

（57）『新訂寛政重修諸家譜』第十一二七四頁。一〇〇〇石。

（58）『阿部家史料集一 公餘錄（下）』（前掲注50）一六七頁。

（59）拙稿②「近世後期三井家の笠間藩牧野家の大名貸」（『史海』第六〇号、二〇一三年）一七頁。

（60）片桐一男「オランダ・カピタンたちへの響應」（『和菓子』第一四号、二〇〇〇年）。

○七年）。

（61）片桐一男「阿蘭陀通詞の研究」（吉川弘文館、一九八五年）。

（62）『阿部家史料集一 公餘錄（上）』（前掲注15）五四・五五頁。

（63）高正晴子「朝鮮通信史の饗應」（明石書店、二〇〇一年）、同「朝鮮通信使饗應記録に見る菓子」（『和菓子』第一四号、二〇〇七年）。

（64）高正晴子「朝鮮通信使の饗應」（前掲注63）。

（65）『阿部家史料集一 公餘錄（上）』（前掲注15）六一頁。

（66）『新訂寛政重修諸家譜』第八一二六二頁。

（67）『阿部家史料集一 公餘錄（上）』（前掲注15）一八五頁。

（68）佐藤豊三「將軍家「御成」について（8）—徳川將軍家の御成 その三—」（『金鯱叢書』第十一輯、徳川黎明会、一九八四年）、山端穂「元禄期における將軍御成と白山御殿」（大石学監修、東京学芸大学近世史研究会編）千川上水・用水と江戸・武藏野」名著出版、二〇〇六年）、大石学「將軍綱吉の柳沢邸御成り」（同「元禄時代と赤穂事件」角川選書、二〇〇七年、のち同編）「高家前田家の総合的研究—近世官僚制とアーカイブズ」東京堂出版、二〇〇八年に収録）、拙稿③「將軍綱吉の牧野邸御成り」（大石学編『高家前田家の総合的研究』東京堂出版、二〇〇八年）、川上真理「関宿藩牧野家の將軍御成について」（『野田市史研究』第二〇号、二〇〇九年）など。

（69）『徳川実紀』第六篇（前掲注17）一九二頁。

（70）『新訂寛政重修諸家譜』第十二二九八頁。近江国彦根藩主。なお、井伊直澄の養女が阿部正武の正室で、井伊直該の娘が阿部正喬の正室となつてゐる。

（71）『新訂寛政重修諸家譜』第十一二六五頁。

表5 阿部家江戸屋敷変遷（試案）

		上屋敷	上屋敷	上屋敷	上屋敷	上屋敷	上屋敷	中屋敷	中屋敷	中屋敷	中屋敷	下屋敷	下屋敷	下屋敷	抱屋敷	抱屋敷
	和田倉	西丸下	鍛冶橋	一橋屋敷	芝切通	山下御門	箱崎 (北新堀)	道三河岸	蠣殻	芝三田	麻布	麻布龍土	麻布龍土	本所 (深川高橋)	巣鴨	上目黒 (深川八右衛門新田)
寛永6	(1629)	拝領														
寛永17	(1640)															
寛文11	(1671)		拝領													拝領
延宝5	(1677)		上地 (大沢)				所在？				所在？					
天和2	(1682)						隣接									
貞享4	(1687)	上地 (土屋)	拝領													
元禄6	(1693)															拝領
元禄12	(1699)			拝領												
宝永1	(1704)	上地 (永井)	上地 (永井)	拝領												
正徳1	(1711)			拝領												
正徳4	(1714)			上地			拝領									取得
享保2	(1717)	上地 (水野)		拝領												
延享3	(1746)					上地	拝領					一部上地				
宝曆9	(1759)				拝領											
宝曆12	(1762)															
明和6	(1769)	拝領		上地												
天明1	(1781)	上地 (鳥居)			拝領	上地・ 添地願		上地	拝領							
天保9	(1838)											上地 (太田)	拝領			
嘉永1	(1848)											相対替 (谷)	相対替 (谷)	所在		
安政1	(1854)															上地 (紀州水野)
元治1	(1864)		拝領													
慶応2	(1866)	上地			拝借											

（注）『藩史大事典』第2巻関東編（雄山閣、1989年）、児玉幸多校訂『阿部家史料集 公餘録（上）（下）』（吉川弘文館、1975年）、『東京市史稿』市街篇より作成。

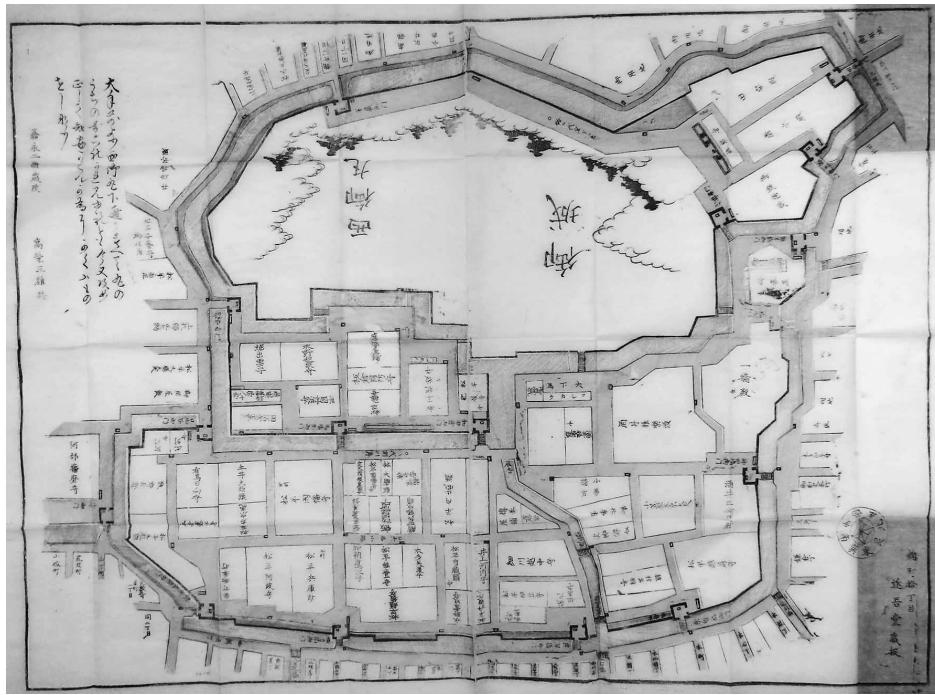


写真1-1 嘉永二年江戸城大名小路大名屋敷絵図（安部家文書No.498）

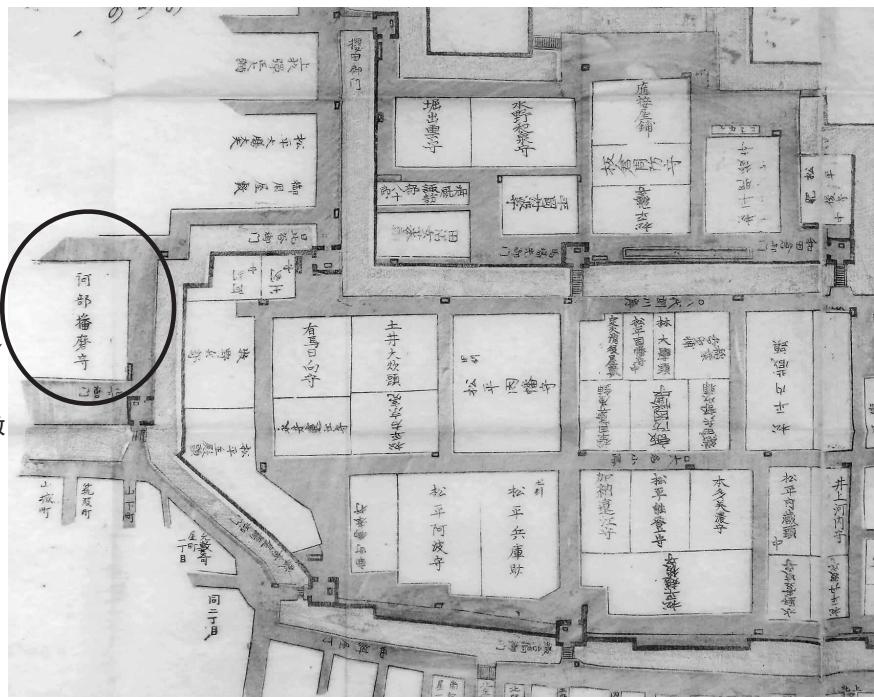
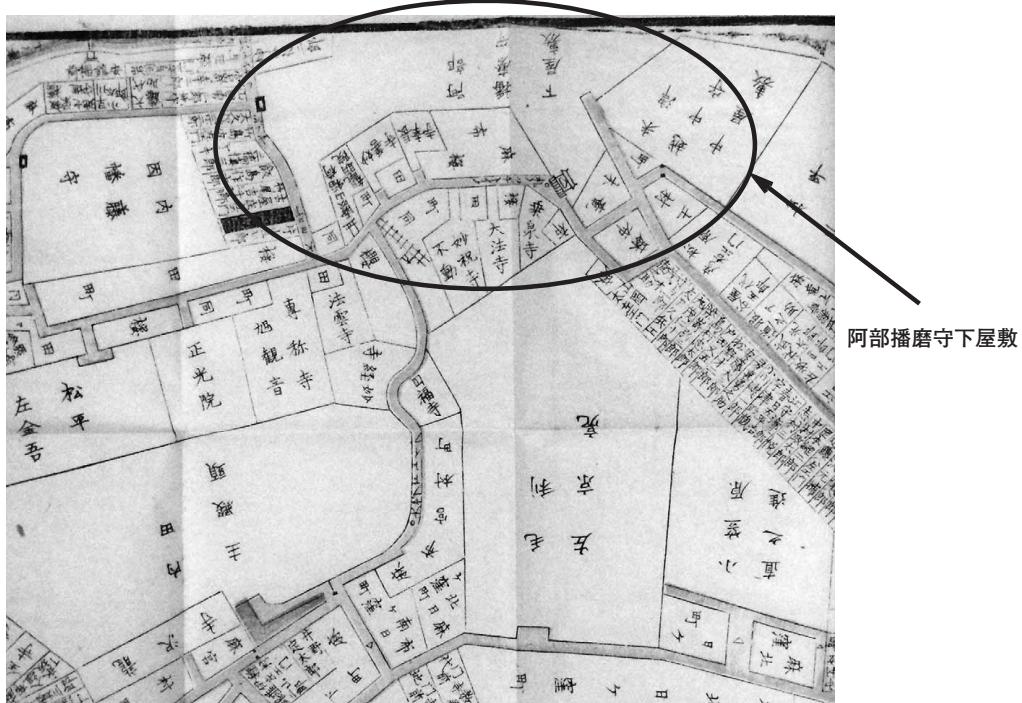


写真1-2 阿部播磨守上屋敷周辺拡大図（安部家文書No.498）



写真2－1 嘉永七年麻布廣尾大名屋敷絵図（安部家文書No.469）



阿部播磨守下屋敷

写真2－2 阿部播磨守下屋敷周辺拡大図（安部家文書No.469）

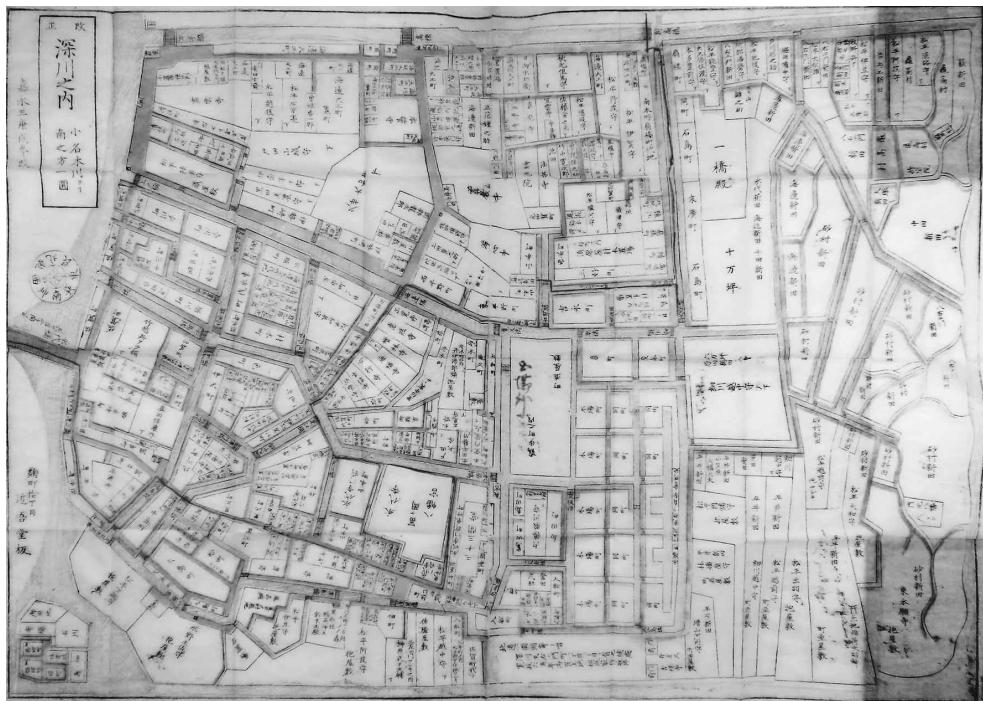


写真3-1 嘉永三年深川小名木川大名屋敷絵図（安部家文書No.466）

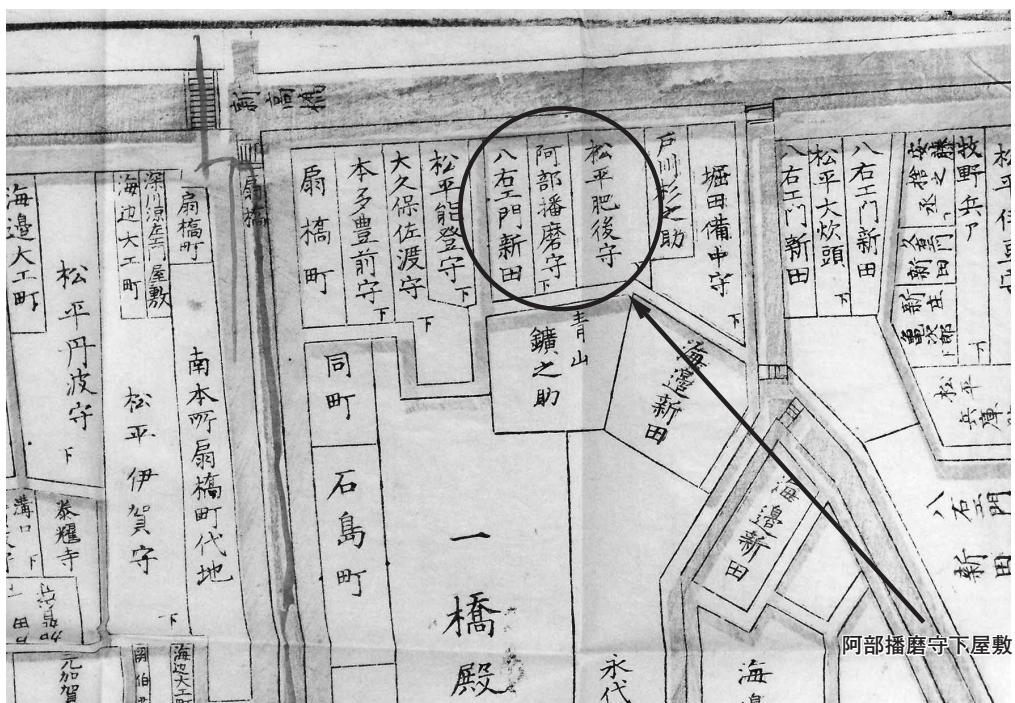


写真3-2 深川高橋阿部播磨守下屋敷周辺拡大図（安部家文書No.466）